

競馬活性化計画書

平成 30 年 3 月 29 日

北海道、帯広市、岩手県競馬組合、埼玉県浦和競馬組合、
千葉県競馬組合、特別区競馬組合、神奈川県川崎競馬組合、
石川県、金沢市、岐阜県地方競馬組合、愛知県競馬組合、
兵庫県競馬組合、高知県競馬組合、佐賀県競馬組合

1. 競馬活性化計画の基本的考え方

(1) これまでの施策とその検証

別紙 1

(2) 新たな計画の考え方

これまでの競馬活性化計画に伴う、地方競馬主催者間での共同投票システム整備と中央競馬システムとの連携、地方競馬主催者間での競馬開催日程調整の実施などにより、「お客様の利便性向上」については、一定の成果が挙がっており、主催者の収支改善にも繋がってきている。

しかしながら、競馬場に行く楽しさの発信など「地方競馬の魅力の伝達」が不十分であることから、地方競馬への来場者数は伸び悩んでいること、強い競走馬づくりへの取組みの遅れから、地方所属馬や競馬番組の商品価値（いわゆる「地方競馬の魅力」）が向上していないことが、今後の大きな課題とされている。

地方競馬は、地域の雇用確保や、競馬場周辺の商店街等の売上げにも貢献するなど、地域経済の活性化にも重要な役割を果たしており、これまで以上に競馬場への来場を促進し、より多くの方々に地方競馬場の魅力に触れていただき、社会的な価値を理解していただくことが、将来にわたっての競馬場の持続的な発展につながるものと考えます。

また、地域住民に愛される競馬場から輩出された有力馬が、他の地方競馬場や中央競馬で活躍する姿を見ることが地方競馬ファンの願いとも言えるが、中央競馬との交流競走において、地方競馬と中央競馬の競走馬の明らかな能力格差が日常的に露呈されており、地方競馬ファンに対し魅力あるレースが提供できていない。

これは、地方競馬主催者の厳しい財政事情により削減を余儀なくされてきた賞典奨励費の影響等により、競走馬の確保や強い馬作りへの取組みが遅れているためであり、地方競走馬の有力馬を選抜・育成し、中央競馬に伍して勝ち負けを競える馬作りの取組みが、将来、地方競馬の活性化に大いなる効果をもたらすものと考えられる。

このため、これまで実施してきた「お客様の利便性向上」や「地方競馬の魅力の伝達」を通じた売上げ向上の取組みに加え、お客様が地方競馬場へ来場するインセンティブを高め、全地方競馬主催者が一体となった強い馬づくりによる質の高いレースを提供することにより、地方競馬の魅力をしっかりお客様に届けて行く取組みが必要である。

そこで、競馬法第 23 条の 7 第 2 項に基づき、更なる売上げの向上及び事業収支改善を図るため、新たな競馬活性化計画を定めるものとする。

2. 競馬活性化計画の目標

地方競馬主催者は、地方競馬の活性化に資する方策を実施することにより、売上げを向上させるとともに、競馬運営を低コストで効率的に実施することにより、経営の健全化を図るものとし、全ての主催者が地方公共団体に対し、収益金を分配す

ることを目標とする。

3. 競馬活性化計画の期間

競馬活性化計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

4. 競馬活性化計画の実施による競馬の事業収支改善の程度を示す指標

競馬活性化計画において定める指標として、平成 28 年度の事業収支状況を基に、売得金（場間場外及び電話投票の売上げも合わせた全体の売上げ）を対前年度比平均 3.6%以上向上及び計画目標年度となる平成 34 年度に収益額を 35%以上増加するものとする。

5. 地方競馬全国協会による調整又は助言に基づいて行う主催者間の競走の編成又は出走の条件についての調整その他の競走の魅力高めるために必要な措置

- (1) ダートグレード競走及び主要重賞競走を中心とした全国発売の推進や中央競馬との相互発売による連携を踏まえ、場間場外発売の拡大、開催日程の適正化及び発売時間の拡大を図る。
- (2) 2 歳馬の入厩促進、交流競走の促進等による競馬番組の連携・充実、調教技術の向上等による強い馬づくりの推進に努める。
- (3) 競馬場周辺の観光地や競馬主催者間で連携したイベント等の推進、収益の用途に係る広報等により、地方競馬への来場促進と理解醸成に努める。

6. 主催者が単独で又は共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の地方競馬の活性化に資する事業

(1) 競馬の魅力向上

- ① 地方競馬全体の競馬番組充実を図るため、2 歳馬を含む馬資源の確保に向けた馬主確保のための広報や、競走馬飼養環境の整備等を実施する。
- ② 各主催者の厩舎関係者不足解消のため、厩舎関係者確保のための広報や技術力向上のための研修、労働負荷軽減のための機器整備等を実施する。
- ③ 調教の高度化による競走馬の能力向上を図るため、調教施設整備や高度な民間調教施設の活用支援等を実施する。
- ④ 交流競走促進による競馬番組の充実を図るため、交流馬房の整備や人馬の交流に要する費用への支援等を実施する。

(2) 競馬の魅力の伝達

- ① 中央競馬との相互発売の推進等を図るため、効果的かつ効率的な共同広報等を実施する。
- ② 女性を始めとした新規参加者を獲得し、地方競馬の来場者の増加を図るため、ファンサービス向上のための各種調査、海外からのお客様に対する情報提供、競馬場周辺の観光地や競馬主催者間で連携したキャンペーンやイベント等を実施する。
- ③ 地域に開かれた競馬場をめざし、競馬場のバックヤード見学等、ファン開

放エリアの見学通路、厩舎・馬道等の環境整備を実施する。

- ④ 競馬に対する国民の理解を深めるため、競馬の売上げの一部が畜産の振興や地方財政の改善等に貢献していることの国民への広報を行う。
- ⑤ お客様に安心して楽しめる競馬場づくりのため、ギャンブル等依存症や未成年者勝馬投票券購入に対する注意喚起等を実施するとともに、受動喫煙防止やバリアフリー対策に取り組む。

(3) お客様の利便性向上

- ① 地方競馬及び中央競馬主催者間における、競馬開催情報や発売票数等各種データ送受信機能の拡充、オッズ情報等の一元的な提供のためのシステム整備を実施する。
- ② 開催日程の調整のための照明施設等、地方競馬主催者間の連携促進のための施設整備を実施する。
- ③ お客様への情報提供の強化を図るため、競走情報や開催情報のほか映像コンテンツ等の充実を図る。

(4) その他

地方競馬全体の活性化を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備及び地方競馬の魅力を向上させるための取組みについては、地方競馬全国協会が定める指針に基づき、その推進を図る。

7. 事業実績及び事業収支改善状況の評価

各地方競馬主催者からの事業実績報告等を基に、地方競馬全国協会は、毎年度、事業実施状況とともに、事業収支改善の進捗状況の評価するものとする。

8. 競馬活性化計画の実施を促進するために必要な協議を行うために主催者が組織する協議会に関する事項その他の競馬活性化計画の実施に必要な事項

別紙 2

9. 添付書類

- (1) 競馬活性化計画における収支改善策及び収支改善指標（主催者別） 別紙 3
- (2) 競馬活性化協議会規約 別紙 4